**「大阪・関西万博に向けた大阪産(もん)の活用拡大支援事業」仕様書**

**１　事業名**

　　大阪・関西万博に向けた大阪産(もん)の活用拡大支援事業

**２　事業目的・概要**

　　2025年に大阪・関西万博開催を控え、大阪府では、その機運醸成の取組みを進めている。食分野においては、約2,800万人と見込まれている万博来場者に対して、府内産農林水産物を提供する機会の創出が求められており、その機会は、万博会場内だけでなく、府内飲食店等でも確保する必要がある。

　　府内飲食店においては、府内産農林水産物の活用に関心をもつ店舗が数多く存在する。しかしながら、具体的にどのような食材があるのか知らない、使ってみたいが仕入先がわからない、どこに問い合わせれば情報が得られるのかがわからない、といった声が数多く出ており、効率的かつ効果的な情報提供が求められている。

　　そこで、府内産農林水産物について、その特徴や歴史、テロワール（生育地の地理、地勢、気候による特徴）、生産者のこだわり等の情報を集約したデータベース（ウェブシステム）を制作し、府内産農林水産物に関する情報の一元化を行う。このデータベース（ウェブシステム）を活用することにより、飲食店が仕入れに必要な情報を速やかに入手することが可能となるため、飲食店と生産者のマッチングの効率化が見込まれる。また、個々の府内産農林水産物がもつ魅力が見える化されることで、府内産農林水産物の活用拡大が期待される。

さらに、データベース（ウェブシステム）に集約された情報を用いて、府内産農林水産物に関心が薄い飲食店関係者にも、その魅力を伝え、活用を検討してもらえるPRツールとして、デジタルカタログを制作する。

**３　契約期間**

契約締結日から令和５年３月31日（金曜日）まで。

**４　委託上限額**

20,000,000円（税込）　※本事業を履行するのに必要なすべての経費を含む

**５　委託業務内容及び提案を求める事項**

(1) データベース（ウェブシステム）の構築

　　ア　システム構築

1. システムの採用について

・事業終了後は、大阪府職員がシステムの運用（コンテンツの追加・編集・削除、アクセス件数の分析等）を行えるよう、CMSなど直感的な操作が可能なシステムを、現在、一般的に利用されているクラウドシステムの中から採用すること。また、運用にあたって、パソコンへの特殊なソフトウェアのインストールが必要なもの、システムの維持にランニングコストが発生するものは採用しないこと。ただし、セキュリティの保守に関しては、想定される費用等について、大阪府と事前協議のうえ、認めるものとする。

・生産者や飲食店が発信するSNS上の情報や他のシステム（民間が運営する電子仕入れシステムやレシピデータベース等）等との将来的な連携を見据えて、システムを選択すること。

② 掲載項目の設定について

　　・農林水産省が定める「FCP展示会・商談会シート（第3.1版）※」の項目数等を参考に、商品がもつ魅力を伝えるためや仕入れに必要な情報等から掲載項目を設定し、その内容について登録・修正・検索等が可能なデータベース（ウェブシステム）を構築すること。ただし、「FCP展示会・商談会シート（第3.1版）」の項目全てを網羅する必要はない。

※「FCP展示会・商談会シート（第3.1版）」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/syoudan_sheet/>（参照）

※掲載項目の例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目の分類１ | 項目の分類２ | 掲載項目の例 |
| 商品の魅力を伝える  ための項目 | 府内産農林水産物が  もつ魅力 | 「歴史」「特徴」「テロワール」「食文化」  「成分・栄養価等」 |
| 生産者が作り出す  魅力 | 「こだわり」「販売形態」「工夫」「味」  「サスティナブルな取組み」 |
| 仕入れに必要な項目 |  | 「供給可能時期」「最小納品ロット数」  「発注リードタイム」「ケースサイズ」  「希望小売価格」「保存温度帯」  「第三者認証（有機JAS等）の取得状況」  「生産管理体制」 |

・掲載項目の設定にあたっては、データベース（ウェブシステム）の主な利用者となる飲食店関係者だけでなく、食材を飲食店に納品している中間業者（仲卸、食品卸、一次加工業者等）の視点も踏まえること。

・項目の設定前には、府と協議のうえ決定した中間業者等５社以上からヒアリングを行い、その意見を反映させること。なお、項目の決定にあたっては、大阪府と十分な協議を行うこと。

③ 拡張性の確保について

・データベース（ウェブシステム）の掲載数は、事業終了後に府内の生産者が新たにデータベース（ウェブシステム）への掲載を希望した場合に対応するため、拡張性を確保すること。

・大阪・関西万博の開催に関連し、データベース（ウェブシステム）に掲載項目を追加する必要が見込まれることから、事業終了後、新たに掲載項目名を設定することが可能で、かつ、表示/非表示の切換えができる掲載項目を３項目以上、確保すること。

④ システムの仕様について

　　・検索機能については、複数条件での絞込みが可能になるようにすること。

　　　（例：品目名×最小納品ロット数の範囲指定　等）

・可能な限り多くのブラウザで閲覧可能なものとすること。

　・運用開始後、データベース（ウェブシステム）へのアクセス件数の集計や分析を行える機能を備えること。なお、アクセス件数データは、大阪府においてエクセル等の汎用ソフトのファイル形式で保管できるようにすること。

・データベース（ウェブシステム）の公開に必要なレンタルサーバー等は、大阪府名義で取得すること。また、その維持に係る費用については、契約前に大阪府の確認を受けること。

・本事業の終了時には、レンタルサーバー等（ドメインを含む）の使用に関する権限を大阪府に移管すること。

・ドメイン名は、大阪府と協議のうえ、決定すること。

・システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最

小限とするため、万全のセキュリティ対策を講じること。

・定期的にバックアップ等を行い、障害が発生した際に最新の状態に復元できる設計にすること。

イ　インターフェースデザイン

・飲食店がデータベース（ウェブシステム）を利用することで、府内農水産物の利用に積極的に取り組む意欲を訴求されるデザインとすること。

・スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル端末でも使いやすく、必要な情報を短い操作で得られるよう工夫すること。

・アクセシビリティに配慮した設計にすること。

　　ウ　コンテンツ登録

　　・(2)で作成するコンテンツ約200件（１件は１事業者１商品を基本とする）を登録すること。

エ　運用・引き渡し

・データベース（ウェブシステム）は、一定コンテンツが完成した時点で運用を開始することとし、その時期については、大阪府の指示に従うこと。

・データベース（ウェブシステム）の運用開始後に発覚した不具合には、速やかに対応すること。

・運用開始に際しては、β版を公開し実際にデータベース（ウェブシステム）を利用したユーザーの意見を反映させるなど、見やすく、わかりやすく、利用者にとって使いやすいデータベース（ウェブシステム）となるよう、工夫すること。

・事業終了後は、大阪府職員がデータベース（ウェブシステム）を運用（コンテンツの追加・編集・削除、アクセス件数の分析等）していけるよう、専門知識のない職員でも理解できる内容で、運用マニュアルを作成するとともに、職員に対する操作説明会を１回以上実施すること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】  ・採用するデータベース（ウェブシステム）について、本事業の目的を踏まえ、具体的な名称を提案してください。また、提案した理由を明確にしてください。  ・インターフェースデザインについて、飲食店に府内産農林水産物の積極的な活用を促すための工夫を具体的に提案してください。  ・見やすく、わかりやすく、利用者にとって使いやすいデータベース（ウェブシステム）とするための工夫について、具体的に提案してください。  ・事業終了後、大阪府職員が円滑にデータベース（ウェブシステム）を運用できるようにするための工夫について、具体的に提案してください。 |

(2) (1)に掲載するコンテンツの作成

・(1)に掲載するコンテンツとして、主要な府内産農林水産物約200件（１件は１事業者１商品を基本とするが、１事業者につき複数商品となる場合もある）について、生産者に対する取材と生産物（収穫前の状態を含む）の撮影を行い、テキストコンテンツ及び画像コンテンツを作成すること。

・掲載する品目及び生産者に関する情報は、事業受託後、大阪府より提供する。ただし、天候不良等により、品目や生産者に変動が生じることがあるので、都度、大阪府の指示に従うこと。なお、府内で生産されている農林水産物の概要については、下記のHPを参照すること。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/osaka_mon/about.html>

・取材については、取材先である生産者の要望等に十分配慮すること。

・取材や撮影の時期は、商品の生育状況等で変動するため、柔軟に対応できる人員体制を確保すること。

・取材にあたっては、商品に関するストーリーを引き出すよう工夫すること。特に、その商品にまつわる「食文化」等、以下に示す「想定される魅力のキーワード」を参考に、飲食店が仕入先を選定するうえで魅力となる要素を引き出すことを重視すること。

※想定される魅力のキーワード

|  |  |
| --- | --- |
| キーワード | 例 |
| 食文化 | ・自然の美しさや季節の移ろい、正月などの年中行事、地域の伝統行事（祭りや神社仏閣への奉納等）との関わり  ・伝統的な食べ方（郷土料理等） |
| 歴史的背景 | ・生産が始まった時期やその地域での生産が盛んになったきっかけ |
| 他地域との差別化 | ・特殊な栽培方法の採用や厳格な出荷基準の設定など、高品質を保証するための取組み |
| テロワール | ・生育地の地理、地勢、気候などに起因して生まれる、作物の特徴 |
| サスティナブルな取組み | ・農薬と化学肥料の利用削減、水産資源の保護等、環境負荷を低減するための取組み |
| 「弱み」の克服 | ・曲がりやすい、傷つきやすい、といった食材がもつ「弱み」と、品種改良や調理上の工夫など、その「弱み」を克服した過程や方法 |
| 鮮度へのこだわり | ・収穫日当日の出荷、昼網（午後に水揚げされる水産物）の納品など、  　鮮度を保った状態での提供 |

・撮影にあたっては、その商品の魅力が最も効果的に伝わる構図で撮影すること。また、商品を効果的に見せるために必要な容器、小道具等は受注者にて用意すること。

・商品の撮影は、１商品最低５カットは行い、採用しなかったものも含めて、大阪府に提出すること。大阪府は、提出された写真を大阪府のSNSやHPで利用するほか、関連事業における商品PRのために利用することがある。

・取材と撮影にあたっては、生産者が把握しているターゲットや利用シーン、商品特徴だけでなく、飲食店及び飲食店に食材を納入する中間業者が、商品の利用を積極的に検討するきっかけとなるような魅力を引き出すこと。また、他の産地と比較した場合に、府内産農林水産物がもつ優位性についても、明らかにするよう努めること。

・コンテンツについては、完成したものから順次、大阪府へ提出し、その内容について点検をうけること（月１回の事業報告(「８ 委託事業の実施状況の報告」に記載)と共に提出することを、提出の目安とする）。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】  ・取材を行うにあたり、商品の魅力を最大限に引き出すための工夫について、具体的に提案してください。  ・商品の魅力が最も効果的に伝わる構図で撮影するための工夫について、具体的に提案してください。また、提案には、サンプル３点を含めてください。サンプルは、農林水産物の写真とそのキャプション（100～200文字程度）とし、うち１点は、トマトとしてください。サンプルとして用いる農林水産物の品種、産地、生産時期、撮影時期等は問いません。  ・取材方法について、収穫時期等を考慮したうえで、効率的に実施するための工夫を具体的に提案してください。 |

(3) デジタルカタログの作成

・(2)で行った取材・撮影をベースに、府内産農林水産物の魅力を伝えるデジタルカタログ（３種類）

を作成すること。各カタログは、「いちおし商品」「こだわりの農家」など、異なるテーマに沿っ

て、編集すること。

・作成したデジタルカタログは、(1)で構築するデータベース（ウェブシステム）と同じサーバー内に公開すること。あわせて、印刷に対応できる、編集可能なデザインデータおよびPDFを大阪府へ納品すること。

・いずれのカタログも、閲覧者に「美味しそう」、「実際に買いたい・食べたい」という気持ちを喚

起させるよう、デザインや効果的な宣伝文句等、工夫を凝らすこと。表紙についても、各カタロ

グのテーマが閲覧者に伝わるよう、デザインすること。

・カタログのテーマ、掲載する商品やデザインについては、事前に受注者が複数の案を提示したう

えで、大阪府と協議のうえ、決定すること。デザインについては、その後、複数回、大阪府が校

正を行えるようにすること。

・カタログには、閲覧者が、より具体的なイメージをいだけるよう、府内産農林水産物そのものの写真のほか、料理の写真も掲載すること。掲載する写真は、本事業で撮影を行ったものだけでなく、既にレストランやホテルで利用されているもの等を調達して掲載してもよい。ただし、撮影や調達に係る一切の費用は、受注者で負担すること。また、撮影を行う場合、撮影に必要なキッチンスタジオ、調理人、食材等の手配は、受注者が行うこと。

＜カタログの仕様について＞

・パソコン、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル端末のどちらからも、アクセスができる仕様とすること。

・アクセスログ解析を付与し、ページごとの閲覧数やダウンロード数等を解析できるようにする

こと。

・大阪府に納品されたデータを原本として、大阪府にて紙媒体のカタログを作成することがあるため、カタログのページ数は、表紙等を含めて16ページ以上４の倍数とすること。

・商品の詳細やカタログに掲載していない商品については、リンクを設定するなどして、(1)で

構築するデータベース（ウェブシステム）の閲覧へ誘導すること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】  ・カタログの閲覧者に「美味しそう」、「実際に買いたい・食べたい」という気持ちを喚起  させるためのテーマの設定及びデザイン上の工夫について、具体的に提案してください。 |

(4) 事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

・事業を実施していく上で十分な運営体制が整備されていること。

・本業務に従事する者のうち、少なくとも１人は、農林水産物に精通しており、本事業で制作するコンテンツ等、全ての制作物について、事実誤認がないかを精査する能力を有する者とすること。必要な経験としては、農学系学部の大学教員や農林水産物を対象とした研究機関の研究員等の職務経歴10年以上を目安とする。必要な業務を担えるのであれば、顧問やアドバイザー等、受注者の従業員ではない者をあてることは妨げない。その際の報酬等については、法令を遵守し、受注者で適切に対応すること。

・契約期間全体を通じて、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制が継続

的に維持されていること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】  ・事業の実施体制及び人員について、具体的に提案してください。なお、農林水産物に精通している人員については、求める能力を有することがわかるよう、氏名・職務経歴を明記してください。  ・過去（５年以内）に、デジタルカタログやHP、雑誌の制作など、食材の魅力を主に文章と写真で伝える必要がある事業の実績について、その成果を明記してください。  ・契約期間内の全体スケジュールについて提案してください。 |

**６　委託事業の実施上の留意点**

　(1) 経費について

・本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

・本事業の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、大阪府に帰属するとともに、本事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。

・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。また、制作するデータベース（ウェブシステム）及びデジタルカタログで使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

・本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

　(3) 再委託について

業務の主要な部分や契約金額の相当部分を、他の法人等に再委託することは認められないが、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待されるときは、大阪府と協議し、承認を得ること。

|  |
| --- |
| ◆承認する場合に付する条件  (1)　受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。  (2)　(1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、大阪府に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、大阪府の求めに応じて提出しなければならない。  (3)　受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、大阪府の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。  (4)　受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託業務であることを説明し、本委託業務の関係書類等を本業務終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存するとともに、大阪府からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。  (5)　再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を大阪府に提出し協議しなければならない。  (6)　受注者は、委任した事務、業務が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。  (7)　再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。 |

　(4)その他

・受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとすること。

・提案事業の実施にあたっては、受注者は大阪府と事前に十分協議して進めていくこととし、その事業開始内容の最終決定に際しては、大阪府は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとすること。

**７　委託事業完了後の提出物**

・受注者は、事業終了後速やかに、事業で実施した業務について、その内容・結果等を記載し、以下のものを大阪府に納品すること（詳細は別途協議とする）。

(1) 事業完了報告書

(2) データベース（ウェブシステム）の大阪府向けの運用マニュアル

(3) その他大阪府が指示するもの

【納品形態】

・(1)(3)については、各１部を紙媒体で提出すること。また、電子データをＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒにより１部提出すること。

・(2)はＡ４版を基準として紙媒体で10部提出すること。また、電子データをＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒにより１部提出すること。

**８　委託事業の実施状況の報告**

・受注者は、契約締結後、月に１回以上、本事業の実施状況を書面により大阪府に報告すること（報告様式は府と協議のうえ、決定する）。

・受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

・大阪府は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

**９．書類の保存**

・受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後５年間保存するものとする。

**10．その他**

・受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

・受注者は、事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を大阪府へ提出すること。

・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。

・受注者は、見積りの詳細について、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。

・受注者は、関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。

・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、大阪府と受注者で協議の上、業務を遂行すること。